

グループホームこもれびの家運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人明生会が開設するグループホームこもれびの家（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所は、指定認知症対応型共同生活介護計画に基づき、家庭的な環境のもとで、入浴、排泄、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。そのことにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指す。

2 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供するよう努める。

3 明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名称 グループホームこもれびの家
- ② 所在地 愛媛県四国中央市下柏町54番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は、次の通りとする。

- ① 管理者 1名（常勤、計画作成担当者、介護職員と兼務）
事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名（常勤、管理者、介護職員と兼務）
それぞれの利用者に応じた介護計画を作成する。
- ③ 介護職員 7名（常勤7名、1名管理者、計画作成担当者と兼務）
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- ④ 看護職員 1名（非常勤、明生訪問看護ステーションより訪問、週1回以上）
入居者の健康管理や主治医との連絡、調整。重度化した場合の対応を行う。

(入居定員)

第5条 当事業所の入居定員は、9人とする。

(サービスの内容及び手続き)

第6条 事業者は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族等に対して運営規程の概要や職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

2 入居に当たっての留意事項

- ① 利用者の入居に当たっては、被保険者証により被保険資格、要支援要介護認定の有無、要支援要介護認定の有効期間等を確認する。
- ② 主治医の診断書等で入居申込者が認知症状態にあることを確認する。
- ③ 正当な理由なく、指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒まない。
- ④ 申込者が入院治療を必要とする等、当事業所では必要なサービスを提供できないと判断した場合には、他の指定認知症対応型共同生活介護事業者や介護保険施設、協力医療機関などに相談・紹介する。

3 退居に当たっての留意事項

利用者が退居する際には、利用者や家族の希望を踏まえ、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮しながら必要な援助を行う。又、退居時には、居宅介護支援事業者への情報提供を行うとともに、利用者がかかわる保健・医療・福祉サービスの提供者と十分な連携に努める。

4 記録の整備

- ① 利用者が入居する場合には、入居年月日及び当事業所の名称「グループホームこもれびの家」を、利用者の被保険者証に記載する。
- ② 当事業所の職員、設備、備品および会計に関する記録を整備する。
- ③ 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

5 介護の内容

入居者が自立して充実した日常生活が送れるように、心身の状況に応じて適切な技術に基づいた介護を次のとおり提供する。なお、指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の負担により、当事業所の職員以外の人からの介護は受けることはできない。

- ① 住居及び食事の提供を行い、利用者に対して食事、入浴及び排泄等の援助を行う。
- ② 日常生活を通じた生活介護を行う観点から、事業所での食事は原則として、利用者と同職員が共同で調理して行うように努める。
- ③ 利用者の身体的、精神的状況の的確な把握に努めるとともに、症状に応じて、医療機関への受診を図るなどの適切な対応を行う。
- ④ 利用者に対して、金銭管理の指導、健康管理の助言等の生活指導を行うとともに、緊急時の対応を行う。
- ⑤ グループホームの特性を活かした個別援助計画を作成し、利用者が安心して生活を送れるよう援助を行う。
- ⑥ 家族との連携及び利用者と家族、地域住民との交流の場の確保を図る。

6 介護計画の作成

- ① 計画作成担当者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- ② 計画作成担当者は、前号の認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、利用者又はその家族等にその内容を説明する。
- ③ 計画作成担当者は、介護計画作成後においてもその実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。尚、前2号までの規程は、介護計画の変更について準用する。

7 利用料等の受領

- ① サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、

当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

② 前号のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- ・食材料費 33,000円/月 (1ヶ月に満たない場合、1,100円/日)
- ・家賃 40,000円/月 (1ヶ月に満たない場合、1,333円/日)
- ・光熱水費 12,000円/月 (1ヶ月に満たない場合、400円/日)
- ・共益費 9,000円/月 (1ヶ月に満たない場合、300円/日)
- ・おむつ代、理美容代 実費

(サービス提供に当たっての留意事項)

第7条 事業所は、介護職員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(入居にあたり利用者が留意すべき事項)

第8条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- ② 喧嘩、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する事。
- ④ 指定した場所以外で、火気を用いること。
- ⑤ 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出す事。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護の実施中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告する。又、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。但し事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に備えて消化器等設置し、防火管理責任者が防災、避難に関する計画を作成し、6ヶ月に1回は避難、救出等の訓練を行う。

(申請に関する援助)

第11条 当事業所は、要介護認定等の申請について、利用申込者に必要な協力を行う。

(会計の区分)

第12条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の会計とその他の事業の会計を区分する。

(苦情処理)

第13条 提供した指定認知症対応型共同生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為相談窓口の設置など必要な措置を講じる。

- 2 自ら提供した指定認知症対応型共同生活介護に関して、介護保険法第23条の規程により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や紹介などに応じるほか、利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護に対する利用者からの苦情に対して国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。又、自ら提供した指定認知症対応型共同生活介護に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行う。

(秘密の保持)

第14条 当事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。又、当事業所の職員であった者が職員でなくなった場合においても、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、当事業所は採用時、職員にこれらの秘密を保持すべき旨を記載した誓約書に記名捺印することを義務づけるものとする。

(職員の研修)

第15条 当事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、又業務体制を整備する。

- | | |
|-----------------|-----|
| ① 採用時研修 | 採用時 |
| ② 事業所内研修 | 月1回 |
| ③ 全体研修（介護保険事業所） | 月1回 |
| ④ 外部研修 | 随時 |

(その他)

第16条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人明生会 理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。